

委員会提出議案第6号

「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書

「混合型血管奇形」は、動脈・静脈・毛細血管・リンパ管のうち複数の血管の先天性形成不全をいい、体幹、手足などに大小の腫瘤や、あざのような症状が現れる病気です。

血管の形成が不完全なことから、患部は外傷により大量出血を起こす恐れや、ウイルス等の病原体に感染すると体全体に広がり生命の危機にさらされる恐れがあります。

こうしたことから安静保持が必要であり、日常生活は著しく制限されることとなります。さらに、患部は、血管が異常に成長して栄養過剰になることから、成長するにしたがって下肢長差、背骨の骨格異常なども現れます。

この病気の専門医は国内でも極めて少なく、難病対策にかかわっている専門家の間でも認知度は低く、病気の解明が進まず、治療方法も確立されていないうえ、医療費や生活の支援もなく、患者や家族にとって、精神的、経済的な負担は非常に大きなものとなっています。

以上のことから、国においては、「混合型血管奇形」を難病に指定することにより、早期に原因の解明や治療方法の確立を図るとともに、患者が安心して治療を受けられるための支援を行うよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年7月9日提出

さいたま市議会保健福祉委員会

委員長 上三信 彰